

「確定申告」をお忘れなく！

所得税及び復興特別所得税、町・県民税の申告期間は、2月16日(月)～3月16日(月)（土・日曜日は除く）までです。期限間近は大変混雑しますので、申告書は納税者自身で作成し、早めに申告をお済ませください。

なお、申告書は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）の「確定申告書等作成コーナー」で作成できますので、どうぞご利用ください。

確定申告期間中の税務署の申告会場は、彦根商工会議所4階大会議室です。彦根税務署には申告会場はありませんので、ご注意ください。申告会場では、申告書などを自分で作成する「自書申告」で、パソコンでの申告書の作成です。分からないことがあれば、会場を巡回している税務署員にお尋ねください。



確定申告が必要な人

- ① 給与の年間収入金額が2,000万円を超える人
- ② 1か所から給与を受けている人で、給与所得や退職所得以外の所得合計額が20万円を超える人
- ③ 2か所以上から給与を受けている人で、年末調整をしていない給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の各種所得金額との合計額が20万円を超える人
- ④ 土地・建物・株式等を譲渡した人
- ⑤ 生命保険契約等に基づく一時金等の交付を受けた人
- ⑥ 営業、農業、不動産など給与・公的年金以外の収入がある人

上記に該当せず、確定申告が必要でない人でも平成27年1月1日現在、愛荘町内に住所がある人については、町・県民税申告が必要な場合がありますので右記【町・県民税の申告が必要な人】を参照ください。

なお、確定申告をする人は、町・県民税の申告をする必要はありません。

税制改正について

◎個人住民税における住宅ローン控除の延長・拡充

個人住民税の住宅ローン控除について、対象期間が平成26年1月1日から平成29年12月31日まで4年間延長し、さらにその期間のうち、平成26年4月1日から平成29年12月31日までに居住を開始した方については、控除限度額を97,500円から136,500円に拡大します。

※所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額を控除限度額の範囲内で住民税から控除するものです。

◎上場株式等の譲渡所得等及び、配当所得に係る10%軽減税率の廃止

上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率は、特例措置により平成25年12月31日まで10%（所得税7%、住民税3%）の軽減税率が適用されていますが、平成26年1月1日以後は本則税率の20%（所得税15%、住民税5%）が適用されます。

◎記帳・帳簿等の保存制度の対象者拡大

平成26年1月から事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行う全ての方。所得税の申告が必要ない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

町・県民税の申告が必要な人

所得税の確定申告の必要がない人で、平成27年1月1日現在愛荘町内に住所があり、下記のいずれかに該当する人は、期間中に町・県民税の申告をしてください。

- ① 給与収入のある人で
 - A 1か所から給与を受けている人で、給与所得以外の所得合計額20万円以下の人
 - B 2か所以上から給与を受けている人で、年末調整未済の給与等の収入金額が20万円以下の人
- ② 公的年金収入のある人で
 - A 65歳以上で年金収入が148万円超の人（昭和25年1月1日以前生まれ）
 - B 65歳未満で年金収入が98万円超の人（昭和25年1月2日以降生まれ）

▶ 申告により追加できる所得控除がなければ申告不要の場合があります。

- ③ 平成26年中は無職、無収入、学生または町・県民税の課税対象とならない収入のみの場合でも、税法上の扶養にとられていない人は、町・県民税の申告が必要です。

▶ 無収入で扶養手当などの申請の際、必要となる所得証明書等を自動交付機で発行される場合も申告が必要です。

- ④ 国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の加入者などで所得のない人

【注意事項】

※「給与所得者の源泉徴収票」の発行は、お勤めされている会社等の給与事務担当者様に請求してください。愛荘町役場では発行できません。

※医療費控除を受ける場合は、申告相談前に「前年中に支払った医療費」の領収書を手ごと、医療機関ごとにまとめておいてください。対象となる医療費は、医療機関等の領収印が平成26年1月1日～12月31日のものに限りです。

※確定申告書に受付印が必要な方は、愛荘町では申告書(控)に受付印を押すことができませんので、確定申告書を税務署の窓口へ直接ご提出ください。

平成26年分所得税及び復興特別所得税確定申告 平成27年度町・県民税申告 相談日程

- 自治会ごとに日割りをしてありますが、あくまで目安とお考えいただき、ご都合のよい日にご来場ください。ただし、会場は1日1会場となるため、他の会場では申告ができませんのでお間違のないようお願いいたします。
- 事業所得のある人で青色申告を選択されている人は、町で受け付けることはできません。

・1事業所からの給与所得のみの人で、年末調整の済んでいる人は確定申告をする必要はありません。

受付時間 8:45~12:00 13:00~16:30
 ※会場は両庁舎とも2階大会議室です。

月	日	曜日	会場	自治会名 (字 名)
2	16	月	愛知川庁舎	堺町・泉町・源町・八幡町・本町・伊勢町・御幸町・祇園町・堂ノ上・亀原
	17	火		苅間・中宿・沓掛・淵ノ下
	18	水		平居・愛知川ニュータウン・長野新町
	19	木		市・ハーモニータウン
	20	金		畑田・豊満
	21	土		
	22	日		【休日申告】
	23	月	愛知川庁舎	磯部・川久保・石橋
24	火	長野東・山川原		
25	水	長野西・川原・百々町		
26	木	東円堂東・東円堂西		
27	金	申告未済の方		
28	土			
3	1	日		
	2	月	秦荘庁舎	常安寺・香之庄・沖・宮後
	3	火		上蚊野・松尾寺南・松尾寺北・斧磨
	4	水		岩倉・軽野・下八木
	5	木		竹原・円城寺・西出
	6	金	深草・目加田	
	7	土		
	8	日		【休日申告】
	9	月	秦荘庁舎	栗田・南野々目・野々目・メイタウン島川
	10	火		島川・長塚・矢守
	11	水		東出・蚊野外・元持・北八木
	12	木		蚊野
	13	金		安孫子
	14	土		
	15	日		
	16	月	秦荘庁舎	申告未済の方

※申告会場は、1日1会場です。他の会場では申告ができませんのでお間違のないようお願いいたします。
 (例えば、愛知川庁舎での開催日は、秦荘庁舎では受付できません。)

- ※次に該当する人は、必ず税務署が開設する申告会場(彦根商工会議所4階)で申告をお願いします。
- 住宅借入金等特別控除や住宅の耐震改修、バリアフリー化などの特別控除を受ける人
 - 譲渡所得(株式譲渡、不動産譲渡など)がある人
 - 青色申告をする人
 - 初めて事業所得を申告する人
 - 税務署から通知書が送付された人 など

○休日申告 相談受付日【庁舎閉庁日】

2月22日(日)	愛知川庁舎	8:45~16:00
3月8日(日)	秦荘庁舎	2階大会議室

○商工会館 税理士による相談受付日(営業・庶業)

2月27日(金)	商工会 愛知川支所	9:30~12:00 13:00~16:00
----------	--------------	---------------------------

- その他持ち物などについては、税務課から送付します「平成27年度町・県民税申告および平成26年分所得税及び復興特別所得税確定申告資料」をご覧ください。[源泉徴収票は、原本\(コピー不可\)が必要です。](#)
- 申告会場での待ち時間短縮のため、医療費の集計、農業収支計算は事前に済ませてから申告にお越しく下さるようみなさんのご協力をお願いします。

公的年金等を受給されている方へ

平成23年分の確定申告から、公的年金等に係る雑所得を有する方で、以下の要件に該当する方は、確定申告書の提出が不要となる旨、所得税法の一部が改正されました。

- ▶ 公的年金等の収入金額が400万円以下で公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の人

お問合せ先

町・県民税について
 税務課(愛知川庁舎) Tel.42-7690
 所得税及び復興特別所得税
 国税電子申告(e-Tax)について
 彦根税務署 Tel.22-7640